

「容量市場 追加オークション募集要綱（対象実需給年度：2024 年度）」に関する意見募集に寄せられたご意見および本機関回答

No.	頁	ご意見	回答
1	8	「2023年2月末頃（予定）に調整係数の公表を行います。期待容量等算定諸元一覧（安定電源（純揚水）および変動電源）を利用する電源については、調整係数が更新されるため期待容量の再登録が必要となります。」とありますが、追加オークションへ参加しない電源においては期待容量の再登録は不要で良いでしょうか。 仮に再登録が必要であれば、再登録の結果、更新後の期待容量がメインオークションにおける応札容量を下回った場合、市場退出手続きが必要でしょうか。	追加オークションに参加しない電源は期待容量の再登録は不要です。 当該記載は追加オークションに参加する場合の内容であり、明確化のため、ご指摘を踏まえて記載を修正いたします。 また、明確化のためご指摘を踏まえて「容量市場 業務マニュアル 追加オークションの参加登録 編（対象実需給年度：2024 年度）」の記載も修正いたします。
2	8	追加オークションへの参加資格通知記載項目における「応札上限容量（kW）」について、発動指令電源の場合はどのように算定されるのでしょうか？	■ 調達オークションの場合 ・メインオークションで落札している場合、実効性テストにより確定した期待容量からメインオークションの落札容量を差し引いた値（1,000kW以上）が、応札上限容量（kW）として参加資格通知書に記載されます。 ・メインオークションで非応札または非落札の場合、実効性テストにより確定した期待容量の値（1,000kW以上）が、応札上限容量（kW）として参加資格通知書に記載されます。 ■ リリースオークションの場合 容量確保契約容量が応札上限容量（kW）として参加資格通知書に記載されます。
3	14	「（6） 調達オークションへ応札可能な容量 調達オークションへ応札可能な電源等の容量は、メインオークションで入札して落選した非落札の容量、およびメインオークション時に実需給年度における供給力として確定していなかった未応札の容量になります」と記載がございますが、「実需給年度における供給力として確定していなかった」の定義は何でしょうか。例えば以下の次の例の場合は追加オークションへの参加基準を満たしているとの理解で正しいでしょうか。 ・発電機を2台お持ちの需要家があり、従来は設計仕様上、並列運転の対応が出来なかった ・2022年度設備改造に伴い並列運転が可能となったため、並列運転時には所内負荷の余剰分を用いて、逆潮流を行うことが出来るようになった ・メインオークションへの参加していた場合、2022年度実施の実効性テストに間に合わなかったため、追加オークションを経ての発動指令電源としての参加を希望	発動指令電源で調達オークション（対象実需給年度：2024年度）に参加する場合、2022年度の実効性テスト実施により期待容量を確定する必要があります。 ご記載の、逆潮流を行うことが可能となった発電機について、メインオークションで約定している発動指令電源の電源等リストの1リソースとしての参加は可能です。
4	14	「※メインオークションにて落札した発動指令電源は、実効性テストにより期待容量の評価を行い、実効性テスト後の期待容量からメインオークションの契約容量を差し引いた値が1,000キロワット以上の場合、その差し引き後となる当該1,000キロワット以上の値が調達オークションに応札可能です。」と記載がございますが、既にメインオークションにて1,000kW以上の下限を設けているなか追加オークションでも同様の下限を設けるのは二重ハードルとなり、撤廃をお願いしたい。	応札容量については、これまでに国の審議会等で容量市場へ参加可能な電源の範囲を広げる観点と運用コスト等を抑制する観点から検討が行われた結果、現時点では1,000kW以上と整理されております。 いただいたご意見は、実行性テストの実績を踏まえ、今後の検討の参考とさせていただきます。
5	14	「調達オークションへ応札可能な電源等の容量は、メインオークションで入札して落選した非落札の容量、およびメインオークション時に実需給年度における供給力として確定していなかった未応札の容量になります。」とありますが、こちらは発動指令電源も同様の基準で応札検討可能ということで相違ないでしょうか。発動指令電源においても4年前オークションの段階で供給力としてはなかった場合でも、追加オークション断面においては供給力がある場合が存在するため。	実効性テスト実施により期待容量を確定し、参加要件を満たしている発動指令電源であれば調達オークションに参加が可能です。 発動指令電源について、 ・メインオークションで非落札または未応札の場合で、実効性テスト実施後の期待容量が1,000kW以上の場合 ・メインオークションで落札し、「実効性テスト実施後の期待容量－メインオークションの落札容量の差分が1,000kW以上」となる場合 において、調達オークションに参加が可能となります。

No.	頁	ご意見	回答
6	15	メインオークションで約定している電源について、設備更新や調整係数の更新等によって出力増が見込める場合においても、応札を行う出力分だけで1,000kW以上なければ、応札対象外になるという理解で良いでしょうか。	メインオークションで約定している電源が、設備更新や調整係数の更新等によって出力増が見込まれる場合は、調達オークションの応札容量においてメインオークションの約定容量から増加した容量が1,000kW以上の場合は、応札可能です。 (容量市場においては、1,000kW以上の応札単位を参加可能としています)
7	34	第6章6.容量確保契約の結果の公表 「容量確保契約書の締結期間終了後、本機関は以下の情報を公表します。公表時期は「第2章 共通事項 4.落札後のスケジュール（予定）」を参照ください。」との記載がございますが、「容量確保契約書の締結期間終了後、」の箇所につきまして、調達オークションでは、 ①調達オークションで初めて落札した電源 … 容量確保契約書の締結 ②メインオークションで落札し、調達オークションでも落札した電源 … 変更契約書の締結 の二つのケースが想定されますが、①に関する点が触れられていないようです。 P60のリリースオークションは、変更契約書または解約合意書の締結の二つのケースが記載されておりました。 P34の調達オークション側の記載内容も平仄合わせてはいかがでしょうか。	ご指摘を踏まえて記載を修正いたします。
8	43	「※上記リクワイアメントにも関わらず、属地一般送配電事業者が発動指令を行い供給力の依頼をする場合（ペナルティ対象外）」とは、具体的にどのような事例を想定しているのか。（過去事例など参考例該当あれば、お示し頂きたい。）また、ペナルティ対象外だが、追加報酬など具体事項を教えてください。	需給ひっ迫状況に応じて、一般送配電事業者が年間13回以上、または1日2回以上の発動指令を発令する場合がありますが、その場合は容量市場に定めるリクワイアメントの対象外となります。 なお、一般送配電事業者が年間13回以上、または1日2回以上の発動指令を発令する場合においても、相対契約に基づく小売電気事業者等への供給や卸電力市場等に入札してください。
9	53	第8章3.（4）応札可能な事業者 につきまして、 「電気事業法第二十二條の三に定める電気供給事業者であり、」との記載がございますが、メインオークションの時点では電気供給事業者ではなく、実需給年度までになる予定で応札・落札した事業者の場合で、その後、事業撤退等のなんらかの理由で電気供給事業者になることを取りやめた場合、一度も電気供給事業者に該当しないケースもあるかもしれません。その場合、「電気供給事業者」ではないため、リリースオークションに参加したくてもできなくなることはないかと考えます。 「電気事業法第二十二條の三に定める電気供給事業者であり、」の部分は不要ではないかと思しますので、修正をご検討いただければと存じます。	ご指摘を踏まえて記載を修正いたします。
10	54	リリースオークション参加資格通知書の通知を受けた事業者は応札情報の登録ができます、との記載があります。その通知を受けない事業者は、仮に、リソースの一部または大部分に「実需給断面における供給力提出不可で、差替する供給力が不可」であることが判明した場合であっても、リリースオークションには参加できない、という理解で良いでしょうか？	リリースオークション開催エリアにおいて、実需給年度を対象にメインオークションで落札した全ての容量提供事業者に参加資格通知書を通知いたします。参加資格通知書の通知を受けた事業者は応札が可能です。
11	55	部分リリースの場合、全量リリースの場合、との記載があります。発動指令電源において、実効性テストを完了した電源等リストA1について、リソースの一部を「部分リリース」として応札可能という理解で良いでしょうか？それとも応札不可という理解で良いでしょうか？	発動指令電源において、実効性テストにより確定した契約容量の一部を対象として、リリースオークションへ応札が可能です。 なお、部分的に契約容量をリリースする場合は、現在の契約容量からリリースオークションで応札する容量を差し引いた値が1,000kW以上となるように応札してください。